

③東谷口小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」）

2. いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校、どの学級、どの子でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はないという基本認識に立ち、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する以下の5点を全教職員で共有する。

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・児童一人一人の自己有用感・自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業実践に努める。
- ・児童の問題行動について職員が一人で抱え込まないよう風通しのよい雰囲気づくりに努め、組織的に対応する。
- ・学校と家庭が協力し、事前事後指導にあたる。

3. いじめの未然防止に向けた取り組み

① 学級経営の充実

- ・子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりの推進
- ・日頃より、アンテナを高くし、軽微な事でも気になることを見逃さない
- ・正しい言葉遣いができる集団作り
- ・学級のルールや規範がきちんと守れるような指導の継続

② 授業における生徒指導の充実

- ・生徒指導の4つの視点「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」「安全・安心な風土の醸成」を生かした授業づくり
- ・子どもたちに達成感をもたせる「楽しい授業」「分かる授業」
- ・学習規律の徹底
- ・ソーシャルスキルトレーニング(仲よしトーク)等の活用

③ 特別の教科 道徳・人権教育の充実

- ・共感的理解ができる豊かな情操を培い、互いを尊重し合う態度を養う。
- ・自他の命を大切にする態度を養う。

④ 児童による主体的活動

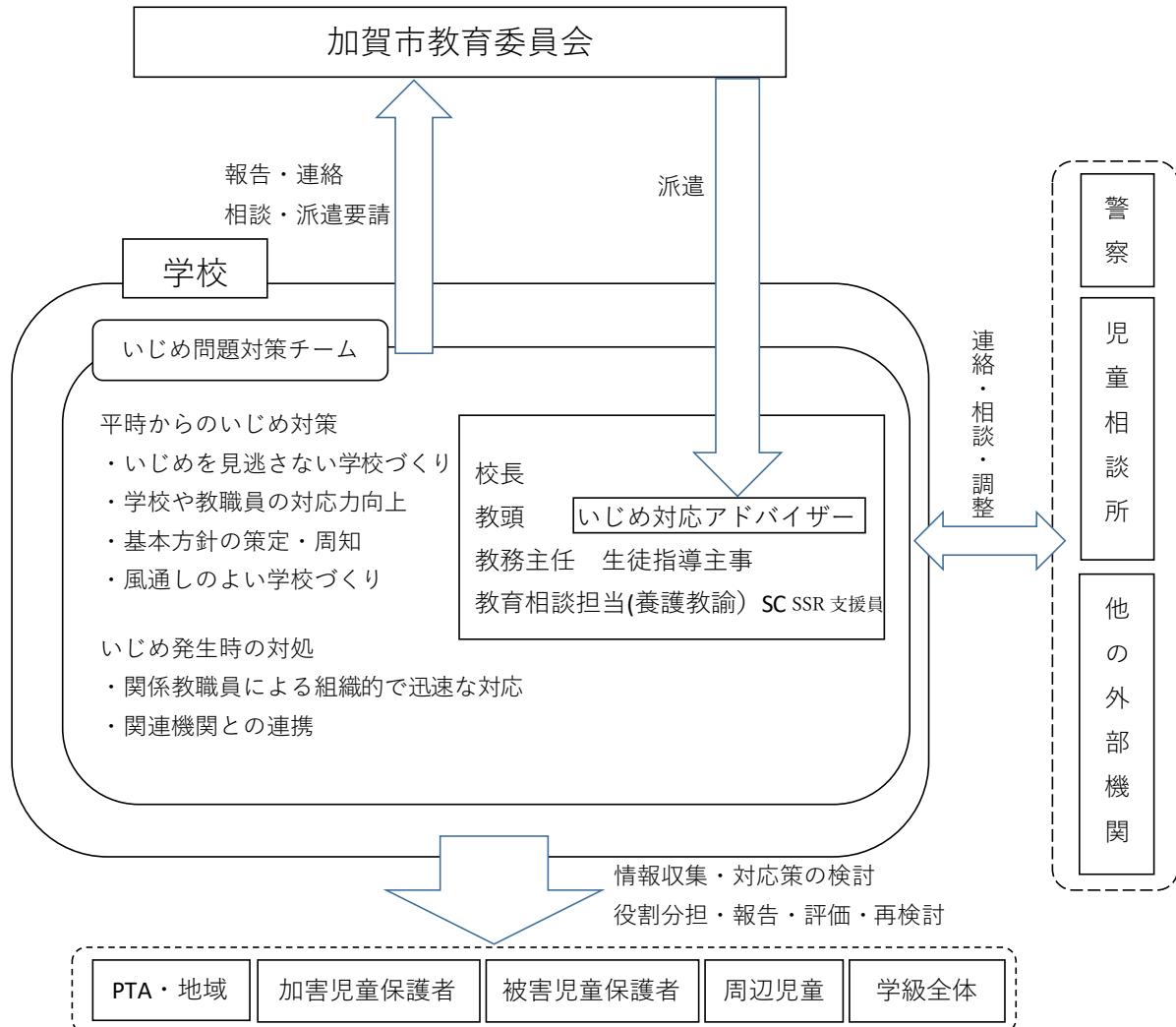
- ・縦割り活動をすすめ、異学年交流の中で高学年は自己有用感を、低学年は思いやりや上一年を敬う心を育てる。
- ・あいさつ運動を行い、人とのつながりや自己の存在を感じられるようにする。

⑤ 各種アンケートの活用

- ・定期的なアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえた個別面談、指導を行う。
- ・アンケート結果を分析し、よりよい学級づくり、人間関係作りを進める。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当（養護教諭）、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー（SC）、から構成されるいじめ問題対策チームを常設する。また、全職員で「どの子にもどの学校・学級でも起こりうる」ものであることを認識し、職員会議・校内特別支援委員会で情報交換及び児童理解を図る。



5. いじめの早期発見のために

① 複数の教員による観察

校内での児童の様子の観察や、積極的な声かけをし、児童の気になる行動や様子について情報共有していく。定期的に児童理解の会を開き、授業を含め、学校生活の中での児童の人間関係や行動についての気づきを、生徒指導担当者を中心に記録し残す。

② 生活アンケートの実施

毎月、アンケートを実施し調査及び面談を行う。面談を行った児童については、事後指導と経過観察を継続していく。

③ 教育相談体制の充実

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。また、スクールカウンセラーや、いじめ対応アドバイザーの効果的な活用を図る。

6. いじめへの対処

① 迅速な対応

いじめを受けていると思われる場合、速やかにいじめ問題対策チームを中心に組織的に対応し、いじめの有無の確認を行う。いじめと判断した場合は、第1報を加賀市教育委員会に報告し、さらに調査の結果がまとまり次第第2報を、いじめの問題が解消した、一定の解消が図られた、または第1報から3か月をめどに、その結果(経過)を第3報として報告する。

② 当該児童・周囲に対する指導

被害児童を守り通すとともに、加害児童に対し、毅然とした態度で指導する。傍観者やいじめを煽った児童に対しても指導を行う。いじめが起きた集団に対し、「いじめを決して許さない」学級に向けて話し合わせる等し、同様の事が起きないようにする。

③ 家庭・関係機関との連携

被害児童・加害児童双方の保護者に、いじめの実態や経緯を連絡し、家庭の協力を求める。必要に応じて、外部専門機関の派遣を要請し、指導・助言を仰ぐ。被害児童の保護者に対しては、誠意ある対応を心がけ、児童のケアに配慮する。さらに経過についても十分な説明を行う。日頃から、担任は保護者との信頼関係を築くことに努め、子どもの長所や気になることを積極的に伝え、家庭での様子を知ることができるようとする。

④ 重大事態への対処

重大と思われる案件が発生した場合は、市教委への報告・連絡・相談を速やかに行い、外部専門機関との連携を図る。重大事態とは、以下のようなものを指す。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットやメール上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。その際、速やかに削除することが難しいと判断される場合には、教育委員会に連絡し、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

⑥ 事後の対処

いじめが解消された後も、いじめられた児童については継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や、学習支援等を行う。

7. その他

児童との日常的な交流を通し、児童の様子や、アンケートの結果から、虐待の有無についても早期発見を目指す。